

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【会社名】	株式会社エフ・シー・シー
【英訳名】	F. C. C. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 年真
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	(053) 523-2400 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括 松本 隆次郎
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	(053) 523-2400 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括 松本 隆次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第85回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額 1,003,772,600円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、松田年真、斎藤善敬、糸永和広、鈴木一人、松本隆次郎、向山敦浩、中谷賢史、井上憲一および杉山一統を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、鈴木宏典および辻 慶典を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、田畑隆久を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案	403,702	4,316	376	96.86	可決
第2号議案	407,391	624	376	97.74	可決
第3号議案					
松田 年真	389,094	18,921	376	93.35	可決
斎藤 善敬	406,332	1,683	376	97.49	可決
糸永 和広	405,825	2,190	376	97.37	可決
鈴木 一人	406,327	1,688	376	97.49	可決
松本 隆次郎	406,332	1,683	376	97.49	可決
向山 敦浩	406,334	1,681	376	97.49	可決
中谷 賢史	406,338	1,677	376	97.49	可決
井上 憲一	406,321	1,694	376	97.49	可決
杉山 一統	406,583	1,432	376	97.55	可決
第4号議案					
鈴木 宏典	397,362	10,653	376	95.34	可決
辻 慶典	407,734	281	376	97.83	可決
第5号議案					
田畑 隆久	407,789	226	376	97.84	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上